

# 公的研究費に係る告発・相談受付及び調査規程

医療法人乳腺ケア泉州クリニック

制定 令和 6 年 2 月 1 日

施行 令和 8 年 7 月 1 日

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（目的）

この規程は、医療法人乳腺ケア泉州クリニック（以下「当院」という。）における公的研究費の使用ルールに関する相談並びに不正使用又はその疑いに関する告発、通報及び情報提供の受付、調査、認定、報告及び措置の手続を定め、公正かつ迅速な対応を確保することを目的とする。

### 第 2 条（定義）

1. 「公的研究費」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等から当院又は当院の研究者に配分され、当院が機関として管理する競争的研究費、補助金、助成金、委託費その他これらに準ずる研究資金をいう。
2. 「不正使用」とは、故意又は重大な過失により、公的研究費を他の用途に使用し、又は法令、資金配分機関の交付条件・使用ルール若しくは当院の規程等に違反して使用することをいう。
3. 「告発等」とは、不正使用又はその疑いに関する告発、通報、情報提供、本人からの申出、監査指摘、報道又は外部機関からの指摘その他これらに準ずるものをいう。
4. 「告発者」とは告発等を行った者を、「被告発者」とは不正使用を行ったと指摘された者をいう。
5. 「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れることその他不正な利益を得ることを目的として、内容が虚偽であることを知りながら行う告発をいう。不正が認定されなかったことのみをもって悪意に基づく告発とはしない。

## 第 2 章 窓口、受付及び保護

### 第 3 条（相談・通報窓口）

- ・ 公的研究費の使用ルール及び事務手続に関する相談並びに告発等を院内外から受け付ける研究費相談・通報窓口を設置し、連絡先を次のとおりとする。電話：072-430-0811（平日 12 時から 14 時まで）、FAX：072-430-0812、郵送：〒596-0076 大阪府岸和田市野田町 2-17-11 医療法人乳腺ケア泉州クリニック 研究費相談窓口宛。
- ・ 受付方法は、電話、FAX、書面、面談その他当院が指定する方法とする。
- ・ 窓口担当者が被告発者又は対象事案と利害関係を有する場合は、最高管理責任者が別の受付担当者を指名する。最高管理責任者が利害関係を有する場合は、法人理事会が、当該事案と利害関係を有しない理事その他適切な者を職務代行者として指名する。

## 第4条（相談と告発等の取扱い）

- ・ 使用ルール又は事務手続に関する相談は、総務課が内容を確認し、統一かつ迅速に回答する。相談事例は個人及び研究課題が特定されない形で整理し、必要に応じて規程、ハンドブック及び教育の見直しに活用する。
- ・ 告発等を行う者は、可能な範囲で、被告発者の氏名・所属、対象となる研究費・研究課題、不正使用の内容、発生時期・場所、合理的な理由及び証拠資料を明示するものとする。
- ・ 匿名の告発等であっても、内容に具体性及び合理性があり、調査可能であると認められる場合は、実名による告発等に準じて取り扱うことができる。

## 第5条（受付及び報告）

- ・ 窓口担当者は、告発等を受けたときは、受付日時、方法、内容及び提出資料を記録し、秘密保持に配慮して、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告する。
- ・ 正式に受け付けた場合は、匿名で連絡先がない場合を除き、告発者に受付の旨を通知する。

## 第6条（秘密保持）

- ・ 本規程に基づく受付、予備調査、本調査、認定、報告及び措置に関与する者は、告発者、被告発者、調査協力者、告発内容及び調査内容について知り得た秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
- ・ 当院は、告発者の同意がある場合又は法令若しくは資金配分機関の定めにより必要な場合を除き、調査関係者以外の者及び被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。

## 第7条（不利益取扱いの禁止及び被告発者の保護）

- ・ 当院は、相談、告発等又は調査への協力を行ったことを理由として、相談者、告発者及び調査協力者に、解雇、降格、減給、不利益な配置、契約上の不利益その他の不利益な取扱いを行わない。
- ・ 被告発者についても、調査結果が確定するまで、告発等を受けたことのみを理由として不利益な取扱いを行わない。ただし、証拠保全又は研究費の適正管理に必要な一時的措置を妨げない。

## 第3章 予備調査及び本調査の要否

### 第8条（予備調査）

- ・ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び対象事案と利害関係を有しない者に予備調査を行わせる。必要に応じて、弁護士、税理士など対象事案に関する専門的知識を有し、対象事案、告発者及び被告発者と利害関係を有しない外部有識者に、予備調査への参加又は助言を求めることができる。
- ・ 予備調査では、告発内容の具体性及び合理性、証拠資料、対象となる研究費及び時期、関係書類の保存状況、本調査の実施可能性その他必要な事項を確認する。

### 第9条（本調査の要否）

- ・ 最高管理責任者は、告発等を受け付けた日から30日以内に、その内容の合理性を確認し、本調査を実施するか否かを決定するとともに、当該決定を資金配分機関へ報告する。報道、会計検査院その他の外部機関から指摘を受けた場合も同様とする。
- ・ 本調査を行わないと決定した場合は、匿名で連絡先がない場合を除き、その理由を告発者へ通知する。予備調査資料は、資金配分機関又は告発者からの求めに対応できるよう保存する。

## 第4章 本調査

### 第10条（本調査の開始）

- ・ 被告発者が他の機関に所属する場合は、資金配分機関及び当該機関と協議し、必要な通知、情報共有その他の連携を行う。
- ・ 当院は、調査方針、調査対象及び調査方法等を資金配分機関へ報告し、必要な協議を行う。

## 第 11 条（調査委員会）

- ・ 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、事案ごとに公的研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- ・ 調査委員会は、原則として 3 名以上で構成し、当院に属さない第三者を少なくとも 1 名含める。第三者は、弁護士、税理士、他の研究機関の研究費管理担当者その他対象事案に関する専門的知識を有する者から選任する。
- ・ 委員は、対象事案、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。また、院外第三者は、当院とも調査の公正性を損なう直接の利害関係を有しない者とする。
- ・ 最高管理責任者は、調査委員会の構成を告発者および被告発者に通知する。告発者または被告発者から、委員の利害関係その他調査の公正性に関する具体的な申立てがあった場合は、その内容を確認し、必要に応じて委員を交代させる。

## 第 12 条（調査事項及び方法）

- ・ 調査委員会は、不正使用の有無、不正の内容、不正に関与した者及び関与の程度、不正使用額、私的流用の有無、発生要因その他必要な事項を調査する。
- ・ 調査は、会計書類、申請・承認記録、発注・検収・支払記録、研究記録、成果物、電子データ、勤務記録及び出張記録の確認、関係者及び取引業者へのヒアリング、現物確認、訪問先等への照会並びに、取引業者の協力を得て行う帳簿その他の資料の確認その他必要な方法により行う。
- ・ 調査委員会は、被告発者に十分な説明及び弁明の機会を与える。構成員及び関係者は、正当な理由がある場合を除き、資料提出、説明及び現地確認その他の調査に協力しなければならない。

## 第 13 条（証拠保全及び一時的措置）

- ・ 最高管理責任者は、調査委員会の求め又は意見に基づき、証拠となる書類、電子データ、物品その他の資料を保全するために必要な措置を講ずる。
- ・ 最高管理責任者は、本調査の決定後から調査結果が確定するまで、必要に応じ、対象となる研究費の支出停止、契約手続の停止、物品の移動禁止その他の一時的措置を講ずることができる。資金配分機関から指示がある場合は、これに従う。

## 第 14 条（資金配分機関への報告及び協力）

- ・ 当院は、資金配分機関から求めがあった場合は、調査終了前であっても、調査の進捗状況及び中間報告を提出する。調査の過程で不正使用の事実の一部が確認された場合は、速やかに認定し、資金配分機関へ報告する。
- ・ 当院は、調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、資金配分機関から求められる資料の提出・閲覧又は現地調査に応じる。

## 第 5 章 認定、通知及び報告

### 第 15 条（認定）

- ・ 調査委員会は、証拠及び関係者の説明を総合的に評価し、不正使用の有無を認定する。不正使用を認定する場合は、不正の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用額、私的流用の有無、発生要因その他必要な事項を明らかにする。
- ・ 不正使用がなかったと認定する場合であって、告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、告発者に弁明の機会を与えた上で、その旨を認定することができる。

### 第 16 条（調査期限及び最終報告）

- ・ 調査委員会は、可能な限り迅速に調査を行い、最高管理責任者へ調査結果を報告する。
- ・ 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況及び再発防止策等を含む最終報告書を資金配分機関へ提出する。期限までに調査が完了しない場合は、中間報告を提出する。

## 第 17 条（結果の通知）

最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び不正使用に関与したと認定された者へ通知する。被告発者等が他の機関に所属する場合は、当該機関にも通知する。

## 第 6 章 不服申立て及び再調査

### 第 18 条（不服申立て）

不正使用を行ったと認定された者又は悪意に基づく告発を行ったと認定された告発者は、結果の通知を受けた日の翌日から 30 日以内に、具体的な理由及び根拠資料を付した書面により、最高管理責任者へ不服申立てをすることができる。同一の理由による不服申立ては、原則として 1 回に限る。

### 第 19 条（再調査）

調査委員会は、不服申立ての理由及び資料を審査し、再調査の可否を決定する。再調査を開始した場合は、原則として 50 日以内に従前の認定を変更するか否かを決定し、最高管理責任者へ報告する。最高管理責任者は、再調査結果を関係者及び資金配分機関へ通知・報告する。

## 第 7 章 公表及び措置

### 第 20 条（調査結果の公表）

- ・ 不正使用が認定された場合、最高管理責任者は速やかに調査結果を公表する。公表内容は、原則として、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、当院が講じた措置、発生要因、再発防止策、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順を含む。ただし、合理的な理由がある場合は、法令、資金配分機関の定め及び個人情報保護を踏まえ、不正に関与した者の氏名・所属その他公表することが適当でない事項の一部を非公表とすることができる。
- ・ 不正使用が認定されなかった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉回復その他公表が必要であると認められる場合は、この限りでない。

### 第 21 条（不正使用に対する措置）

- ・ 最高管理責任者は、不正使用が認定された者及び管理監督に適正を欠いた者に対し、関係法令、資金配分機関の定め、就業規則その他の院内規程に基づき、当院における公的研究費の使用停止、公的研究費への申請又は研究活動の制限、懲戒、返還請求、損害賠償請求、刑事告発その他必要な措置を講ずる。
- ・ 当院は、資金配分機関から公的研究費の返還その他の措置を求められた場合は、これに適切に対応するとともに、資金配分機関が行う応募資格の制限その他の措置に必要な協力を行う。
- ・ 最高管理責任者は、認定された事案の発生要因を分析し、管理体制、公的研究費使用ハンドブック、不正使用防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動及び内部監査の方法を見直し、必要な再発防止措置を講ずる。

### 第 22 条（取引業者等への措置）

不正に関与した取引業者等に対しては、公的研究費使用ハンドブックに定める処分方針に基づき、注意・是正要求、取引停止、契約解除、返還又は損害賠償請求、公表、関係機関への報告その他必要な措置を講ずる。処分前に、当該取引業者等へ説明又は弁明の機会を与える。ただし、証拠保全又は損害拡大防止に必要な一時的措置を妨げない。

## 第 23 条（不正使用がなかった場合及び悪意に基づく告発）

- ・ 不正使用がなかったと認定された場合、最高管理責任者は、一時的な支出停止等を解除し、被告発者の名誉回復及び不利益の防止に必要な措置を講ずる。
- ・ 悪意に基づく告発が認定された場合は、告発者が当院の構成員であるときは、就業規則その他の院内規程に基づき必要な措置を講ずることができる。ただし、善意又は合理的な根拠に基づく告発を萎縮させるように運用してはならない。

## 第 8 章 雑則

### 第 24 条（利益相反及び除斥）

本規程に基づく受付、判断、調査、認定及び措置に関与する者は、告発者、被告発者又は対象事案との利益相反を申告しなければならない。直接の利害関係を有する者は、当該手続に関与することができない。

### 第 25 条（記録の保存）

相談及び告発等の受付、予備調査、本調査、認定、不服申立て、報告及び措置に関する記録は、手続の終了後 10 年間保存する。ただし、法令又は資金配分機関がこれより長い期間を定める場合は、その期間による。相談記録は内容に応じて適切な期間保存する。

### 第 26 条（庶務）

この規程に関する庶務は総務課が行う。ただし、総務課の職員又は最高管理責任者が対象者若しくは利害関係者である場合は、第 3 条第 3 項に定める職務代行者が、対象事案と利害関係を有しない他の職員又は外部専門家に庶務を行わせる。

### 第 27 条（補則）

この規程に定めるもののほか、相談、告発等及び調査に必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

## 附則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。